



マイナンバーカードの申請・受け取りをサポートします

企画課デジタル推進係 ☎0824-73-1148

マイナンバーカードは個人番号（マイナンバー）が記載された顔写真入りのカードです。今後、さまざまな行政手続きがオンラインで行えるようになりますが、手続きを利用するためにはマイナンバーカードの取得が必要です。市は、より多くの人にカードを取得してもらうため、次のとおりサポートを行っています。

出張申請受け付けサービスを実施中

市職員などがお住まいの地域に出向き、マイナンバーカード取得申請のサポートを行います。9月28日まで、各支所または自治振興センターを巡回しますので、ぜひご利用ください。

▼サポート内容

スマートフォンを使用した顔写真の撮影・申請手続きを手伝います。
※スマートフォンのない人も手続きをすることが出来ます。

▼持参物

「QRコード付き交付申請書」または「マイナンバーがわかるもの」
※申請書のない人は、事前にお近くの市役所窓口へお越しください。

▼とき・ところ

市ホームページをご確認ください。
https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/procedure/cat02/post_22.html



開庁時間の延長と土曜日臨時開庁

仕事や通学などで、窓口開庁時間内にマイナンバーカードの受け取りが難しい人のために、水曜日の窓口時間の延長と土曜日臨時開庁を実施します。ただし、マイナンバーカードに関する対応に限定しますのでご注意ください。

なお、ご利用の際は**2日前までに事前予約が必要**です。

▼開庁日時

- ・開庁時間延長（9月28日まで実施）
毎週水曜日 17時15分～19時
- ・土曜日臨時開庁
9月10日（土） 8時30分～16時30分

※事前予約がない場合は開設しません。

▼開設場所

市民生活課および各支所市民生活係

▼対応可能業務

- ・マイナンバーカードの交付
- ・マイナンバーカードの申請受け付け
- ・マイナポイントの申し込み支援・相談

出前トークに伺います

出前トークで、マイナンバー制度やマイナポイントに関して解説します。また、出前トークに合わせて、取得申請のサポート（写真撮影含む）もできますので、ご相談ください。
※要望が多数ある場合、全ての要望に応えられない場合があります。

携帯ショップでの申請サポート

全国の携帯ショップで、マイナンバーカードの申請サポートが行われています。

市内に限らず、どこの店舗でも受け付け可能となっていますので、ご利用ください。

マイナポイントを受け取るには9月中にカードの取得申請が必要ですよ！

マイナンバーカードの取得や公金受け取り口座の登録（マイナンバーに口座情報をひもづけ）をした人に、最大2万円分のポイントが付与されます。ポイントは、マイナポイントを申し込む際に選択したキャッシュレス決済サービスで利用できます。なお、キャッシュレス決済サービスは「な・み・か」「ほ・ろ・か」ともに対応しています。

■特典

対象者	付与ポイント	付与方法
マイナンバーカードの新規取得	最大5千円相当	2万円のチャージまたは利用
健康保険証利用申し込み	各7,500円相当	直接付与 (チャージ・利用は不要)
公金受け取り口座登録		

※ポイント付与の対象は、9月30日までにマイナンバーカードを申請した人に限ります。
※ポイントの申し込みは令和5年2月28日までです。